

平成23年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

県から損失補償等を受けている団体
に関する事務の執行について

三重県包括外部監査人
公認会計士 田中智司

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について

3. 事件を選定した理由

三重県（以下、「県」という。）は損失補償等や貸付を団体に行っており、その実行可能性や回収可能性によっては、県の財政に大きな影響を与えるものである。したがって、これらの団体の実質的な財務内容や将来計画などを評価することにより、損失補償等の実行可能性、貸付金の回収可能性を検討することは重要なテーマである。また、県はこれらの団体に補助金等の財政的支援も行っており、当該財政的支援が公益上、真に必要な支出であるかを検討することも重要である。

以上のような理由から、「県から損失補償等を受けている団体に関する事務の執行について」を監査テーマとして選定した。

4. 外部監査の対象部署

県から損失補償等を受けている団体、並びにそれらの執行実績を有する部局

5. 外部監査の対象期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日

（ただし、必要に応じて過年度に遡り、また平成23年度予算額も参考とする。）

6. 外部監査の実施期間

自：平成23年5月31日 至：平成24年1月30日

7. 外部監査の方法

（1）監査の主な要点

損失補償等及び貸付金に関するリスクをどのように管理しているか。特に損失補償契約の内容及び補償金額の網羅的な把握について。

損失補償等の実行可能性、貸付金の回収可能性があるかどうか。特に団体の実質的な財務内容や将来計画を踏まえて。

損失補償等、貸付金及び補助金等は政策目的を達成するために有効に機能しているかどうか。

補助金等の支出は公益上、必要と認められる事業に支出されているか。損失補償等、貸付金及び補助金等に関する事務の執行が、関連法令や条例・規則等に準拠しているかどうか。

損失補償等には、損失補償以外に、公有地の拡大の推進に関する法律及びその他法律で認められている債務保証を含む。

（2）主な監査手続

関連書類一式の閲覧、関連規則等との照合、担当部署へのヒアリング、必要と考えた施設等の現場視察を行った。

8. 外部監査の補助者

公認会計士7名、公認会計士協会準会員2名、弁護士1名

第2 県から損失補償等を受けている団体に関する損失補償等の概要

1. 損失補償・債務保証残高の推移

県による損失補償または債務保証の年度末残高は、直近5年間において下表のとおり推移している。

(単位：百万円)

団体名	区分	H19年3月	H20年3月	H21年3月	H22年3月	H23年3月
(財)三重県環境保全事業団	損失補償	912	824	736	648	560
(財)三重県農林水産支援センター	損失補償	60	67	33	40	35
(財)三重県産業支援センター	損失補償	483	437	374	323	298
三重県土地開発公社	債務保証	8,222	7,635	7,048	6,461	5,873
三重県道路公社	債務保証	1,346	1,079	797	645	504
三重県信用保証協会	損失補償	32,771	26,890	16,514	16,470	11,812
(社)日本労働者信用基金協会	損失補償	-	-	-	11	10
合計		43,794	36,933	25,502	24,597	19,092

1. 三重県信用保証協会に対する損失補償は、損失補償対象融資残高であり、実際の損失補償は、同協会による代位弁済額から日本政策金融公庫の保険金および回収金を控除した金額に対し各資金所定の損失補償割合を乗じた額を限度として、予算の範囲内で行われる。

2. (社)日本労働者信用基金協会に対する損失補償は、三重県離職者等緊急生活資金融資に係る損失補償である。

第3 外部監査の結果

監査結果のうち、合規性等についての指摘事項(結果)は22件、経済性・効率性等に関して意見を述べた事項(意見)は30件であった。

以下においては、県からの損失補償等、貸付金および補助金等に関連する監査の結果について、その主な概要を記載する。なお、ここに記載していない監査結果については、「包括外部監査の結果報告書」本体を参照されたい。

財団法人三重県環境保全事業団について

1. 県からの貸付金および損失補償残高

平成23年3月31日現在の貸付金残高 無し

平成23年3月31日現在の損失補償残高

廃棄物処理施設設備(日本政策投資銀行) 560,000千円

2. 損失補償の実行可能性について

平成15年3月に財団法人三重県環境保全事業団(以下、「事業団」という。)がガス化溶融処理施設の建設費として日本政策投資銀行から10億円の無利息借入を行う際に、県は日本政策投資銀行に対して損失補償契約を締結している。

当該契約は、ダイオキシン問題や産業廃棄物の不法投棄の解決のため建設されるガス化溶融処理施設の建設費の一部として10億円を借入れるために行われたものであり、県の政策に対して合目的であると考えられる。赤字原因であったガス化溶融処理事業は平成22年度末をもって廃棄物の受入れを終了し、事

業を休止したことから損失補償の実行可能性は低いと考えられる。

ただし、以下で記載している解体撤去該費用の負担については留意が必要である。

(1) 解体撤去時期と当該費用の負担について(意見)

平成 22 年度末をもってガス化溶融処理施設への廃棄物の受入れを終了し、同事業の休止が決定された。ガス化溶融処理施設の解体撤去費用は 7 億 50 百万円と見積もられている。今後、事業団、県および市町から構成される運営協議会において、早期に解体撤去に関する時期や負担方法を定めるべきである。

なお、ガス化溶融処理施設の投資計画策定時において供用期間終了後の解体撤去費用の負担について考慮されていない。ガス化溶融処理施設のような解体撤去に多額の費用が見込まれる大型施設の投資を行う場合には、解体撤去費用についても投資計画策定時において考慮すべきであった。

(2) ガス化溶融処理施設の決定がなされた時点の設備投資計画について(意見)

ガス化溶融処理施設事業は、稼働当初から処理費用と処理料金が見合っていないという構造的な理由から大幅な赤字が発生している。稼働当初の処理料金トン当たり 20 千円の算定根拠が明確でなく、また、施設稼働当初から収益・費用ともに計画値と実績値に大幅な乖離が発生した結果、毎年大幅な赤字が発生した。100 億円(うち 93 億円は国、県からの補助金および市町の負担金)を超える設備投資を行う際には、県および事業団は、的確な設備投資計画を策定し、実績値が計画値と大幅な乖離が発生した場合には、速やかに計画の見直しを行うとともに計画上の収支見込みが赤字となった場合には、どの程度の財政的支援が必要かを検討すべきであった。

3. 事務の執行の関連法令や条例・規則等への準拠性について

(1) 起案、決裁の運用上の不備について(結果)

損失補償契約の締結に当たっては、当時の起案書(「廃棄物処理センターにかかる日本政策投資銀行との損失補償契約について」)では、「事業団は・・・借入金については、経営努力等を行い、返済が滞ることのないように最大限の努力を行った後、県が損失補償をするほか手段がないときのみ損失補償を行う」とあり、損失補償契約の要件となっている。

一方、実際に締結した損失補償契約書では、「各返済期限から 3 カ月を経過してなお弁済すべき金額の一部または全部の弁済がなされなかったときは、損失補償の履行を請求することができる」とあり、債務保証契約類似の要件となっており、県が損失補償を負う場合の要件が、起案書と契約書で異なっていた。

損失補償契約は重要な契約であり、今後の起案、決裁事務に当たっては、適切な運用が必要である。

財団法人三重県農林水産支援センター

1. 県からの貸付金および損失補償残高
平成 23 年 3 月 31 日現在の貸付金残高

就農支援資金	166,770 千円
林業就業促進資金	4,800 千円
合計	171,570 千円

平成 23 年 3 月 31 日現在の損失補償残高

担い手支援事業に係る社団法人全国農地保

有合理化協会からの借入金

35,077 千円

2. 損失補償の実行可能性について

財団法人三重県農林水産支援センター（以下、「農林水産支援センター」という。）が保有者から土地を購入する際、担い手支援農地保有合理化事業に適格であるものについて、社団法人全国農地保有合理化協会から無利子で借入を行い、県の損失補償を受けている。

この損失補償は平成 19 年度から開始されているが、平成 18 年度以降、購入希望者が決定した時点で保有者から土地を購入し、購入希望者へ手数料を上乗せして販売する事業形態としていることから、長期滞留する土地を保有するリスクが低減されており、損失補償の実行可能性は低いと考えられる。

3. 貸付金の有効性について

(1) 就農支援資金貸付金について（意見）

就農支援資金は、新たに農業経営を開始する方や、就農希望者を新たに採用しようとする農業法人等の経営体を資金の面からサポート（無利子資金の貸付）をするものであり、県はこれらの貸付原資を農林水産支援センターへ貸付けている。

平成7年度から開始された就農者への貸付制度であるが、最近の貸付実績は毎年数名程度であり、貸付金額も数百万円である。平成22年度において県からの農林水産支援センターへの貸付金残高は1億6,677万円であるのに対して、農林水産支援センターから認定就農者への平成22年度の貸付実績は280万円、貸付金残高は6,629万円となっている。就農者の資金需要を超える県からの借入金残高については、県への繰上償還を検討する必要があると考えられる。

(2) 林業就業促進資金貸付金について（意見）

林業就業促進資金は、林業への新規就業者が円滑な就業を図れるよう、研修や作業用具の準備等に必要な資金を、農林水産支援センターが無利子で貸付けを行うものであり、県はこれらの貸付原資を農林水産支援センターへ貸付けている。

平成22年度における県からの貸付金残高は480万円であるのに対して、農林水産支援センターからの貸付実績、貸付金残高は0円である。また、農林水産支援センターでは、事業体から資金借入の依頼があった場合、県貸付金を借用したい旨の貸付申請書を県へ提出し、事業体からの借入依頼があった翌年度から貸付を行っており、農林水産支援センターが貸付原資を常備しておく必要はない。したがって、早期に県は償還を受ける必要があると考えられる。

なお、平成23年度中には全額、県へ償還する予定であるとのことである。

4. 事務の執行の関連法令や条例・規則等への準拠性について

(1) 同一債務者に対する異なる債権区分について(結果)

農林水産支援センターは、「(財)三重県農林水産支援センター貸倒引当金見積基準」に従い、債権の回収可能性を評価している。

農林水産支援センターが認定就農者等へ貸付ける就農支援資金貸付制度は、就農研修資金貸付と就農準備資金貸付の2種類あるが、2種類の貸付制度を同時に利用する債務者に対する債権評価において、就農研修資金貸付を貸倒懸念債権と評価し、就農準備資金貸付は一般債権と区分されているものがあった。

債権区分の評価は、貸付金の種類ごとではなく、貸付者ごとに行うべきである。

(2) 保有土地の計上区分について(結果)

平成15年以前に購入した土地のうち、約1億4百万円(内訳:いなべ市員弁ならびに四日市市中野の土地約35百万円、四日市市川島の土地約30百万円、四日市市山之一色等の土地約38百万円)は、創設換地等のために預かった土地であり、棚卸資産である用地勘定として計上すべきではなく、長期預り資産勘定として計上すべきである。

財団法人三重県産業支援センター

1. 県からの貸付金残高、損失補償残高

平成23年3月31日現在の貸付金残高

小規模企業者等設備資金貸付事業	1,372,584千円
小規模企業者等設備貸与事業	24,220千円
メッセウイングみえ管理運営事業	809,210千円
中心市街地商業活性化基金	400,000千円
みえ地域コミュニティ応援ファンド	5,010,000千円
みえ農商工連携ファンド	2,500,000千円

合計 10,116,014千円

平成23年3月31日現在の損失補償残高

小規模企業者等設備資金貸付事業	238,295千円
小規模企業者等設備貸与事業	59,592千円

合計 297,887千円

2. 損失補償の実行可能性について

県が財団法人産業支援センター(以下、「産業支援センター」という。)に対して損失補償を行っているのは、資金・経営支援事業の小規模企業者等設備資金貸付事業および小規模企業者等設備貸与事業である。

小規模企業者等設備資金貸付事業および小規模企業者等設備貸与事業において、産業支援センターが、貸付事業に係る未収債権の償却(貸倒損失)を行うことによって欠損が生じる場合には、県に対し、損失補償の可否および損失補償額について協議のうえ、損失補償の請求を行うことができるとされている。したがって、未収債権の償却に備えるために計上している貸倒引当金は、損失補償限度額を超えない範囲において、損失補償の実行可能性のある金額を示しているものと考えられる。

しかし、産業支援センターは、貸倒引当金の計上は行っているものの、所定の規程である債権管理要綱によらずに債権区分を行っていることから、産業支援センターが計上した貸倒引当金の金額、すなわち損失補償の可能性のある金額の妥当性について判断できない。そのため、企業会計の慣行に従い、実態に応じた仮定に基づく試算を行った。その結果、設備資金貸付事業の貸倒引当金試算額は1億6,015万7千円であり、概ね1億60百万円の損失補償の可能性がある。

また、設備貸与事業の貸倒引当金試算額は1億4,553万8千円であるが、このうち、平成15年度に発生した債権に係るものは2,394万5千円、平成16年度に発生した債権に係るものは3,445万2千円であり、いずれも損失補償限度額を超過している。したがって、設備貸与事業の損失補償の可能性のある金額は、損失補償限度額4,601万8千円ということになる。

3. 貸付金の回収可能性について

小規模企業者等設備資金貸付事業および小規模企業者等設備貸与事業における貸付金については、貸付事業に係る未収債権の償却を行うことによって欠損を生じる場合に、損失補償の請求を行うことができるとされていることから、損失補償限度額の範囲において貸付金自体の回収可能性について問題が生じることはないと考えられる。

また、メッセージング・みえ管理運営事業における貸付金は、償還補助の対象となっていることから、貸付金の回収可能性について問題となる可能性は低いと考えられる。

なお、中心市街地商業活性化基金、みえ地域コミュニティ応援ファンドおよびみえ農商工連携ファンドに係る貸付金について、産業支援センターでは、当該貸付金額について、特定資産として保有し、運用益を各々の事業に使用している。したがって、県として貸付金の回収可能性に大きな問題は認められないものと考えられる。

(1) 資金・経営支援事業

担保提供者からの法的回収について(結果)

平成20年10月に破産した貸付先で、第三者による担保提供がなされていたが、監査時点で法的回収手続は行われていなかった。

「債権管理要綱」第8条第2項は、廃業および繰上償還通知を行った債権について、抵当権の実行および強制執行により法的回収を図る要件を定めており、同項第3号はその要件を、実行可能な償還(完済)計画の提出がある場合を除き、債務残高に比べ償還額が著しく少額で、最終期限後10年を経過してもなお完済の見込みがないときとされており、当該貸付先は同条同項に該当する。

したがって、速やかに担保提供者との法的回収を含めた交渉を行う必要があると考えられる。

4. 補助金の合目的性について

(1) メッセージング・みえ管理運営事業

補助金交付目的について(意見)

メッセージング・みえ(以下、「メッセージング」という。)に係る県が

らの補助金（平成 22 年度は 2 億 19 百万円）は、高度化資金借入金（県からの借入金）に関する償還補助である。この補助金は、「三重産業振興センター関係補助金交付要領（以下、「補助金交付要領」という。）」が補助金支出の根拠となっているが、同要領において補助金の交付目的および補助金の内容は、三重産業振興センター（メッセウイング）の「施設の設置及び改修」と定めており、産業支援センターの「借入金の償還補助」とは記載されていない。

「借入金の償還補助」を行うのであれば、補助金交付要領にも明確に借入金の償還補助を補助金の交付目的や補助事業の内容として定める必要があると考えられる。

5. 事務の執行の関連法令や条例・規則等への準拠性について

(1) 資金・経営支援事業

規定に従った債権区分について（結 果）

産業支援センターの設備貸与支援事業の割賦・リース債権や、設備資金貸付事業の貸付金は、「未収貸与料債権管理規定」、「小規模企業者等設備資金貸付金債権管理要綱」（以下、「債権管理要綱」という。）により、当該規定に従い管理されている。

「債権管理要綱」第 2 条によると、債権のリスク管理として、債権を(1)破綻先等債権、(2)延滞債権、(3)3 か月以上延滞債権、(4)貸付条件緩和債権、(5)正常債権に分類し管理する旨を規定しているが、現状は当該規定に依らず、財団法人全国中小企業取引振興協会が示している債権分類を参考に分類している。

「債権管理要綱」の規定と債権分類の実態が乖離しているため、整合を取る必要がある。

同一債務者に対する異なる債権区分について（結 果）

産業支援センターにおいては、小規模事業者等設備導入事業として設備資金貸付事業と設備貸与事業を実施しているが、同一人物に対する債権の評価に際して設備貸与事業においては貸倒懸念債権に分類され、設備資金貸付事業においても貸倒懸念債権に分類すべきところ、正常債権として扱われているものがあつた。

企業情報を一元的に管理することで、前述の不整合な取扱いを防止することができるため、各融資制度における企業情報を一元的に管理する必要がある。

(2) メッセウイング・みえ管理運営事業

債務負担行為の設定について（意 見）

県からの借入金について、借入当初からその償還補助が県から支出されることになっていた。

しかし、これについて、県の予算上、地方自治法第 214 条に定める債務負担行為の設定が行われていない。事実上、借入当初からその償還補助が県から支出されることになっていたため、県が補助金で負担する金額 37 億 27 百万円について、将来発生する債務の負担として、議会の議決により、債務負担行為の設定を行う必要があつたものと考えられる。

減損会計の適用について（結果）

メッセウイングの土地、建物について簡便的に平成 23 年度の固定資産税評価額を基準に算定した価額を時価とみなした場合、土地については時価の帳簿価額からの下落額は 9 億 7 百万円、下落率は 46.4%、建物については下落額 23 億 80 百万円、下落率 73.4%、となっており、土地、建物ともに概ね時価が帳簿価額と比較して 50%超下落している。なお、建物については固定資産税評価額を時価とみなして算定しているが、土地については固定資産税評価額を 0.7 で割戻した金額を時価とみなして算定している。

減損会計においては、時価が帳簿価額と比較して概ね 50%超下落した場合、回復の見込みがあると認められる場合等を除き、時価まで減損処理を行う必要がある、とされている。

したがって、不動産鑑定評価額等により合理的な時価を算出し、減損処理の必要がないかを検討する必要がある。

建物の減価償却計算について（結果）

産業支援センターでは、建物等の償却資産の減価償却に際しては、基本的には法人税法の定めに従って減価償却計算をしているとのことであるが、当該施設については、平成 10 年の法改正（建物の法定耐用年数は 65 年から 50 年に短縮された）後も合理的な算定根拠もなく、改正前の法定耐用年数の 65 年を使用可能年数として減価償却計算を行っている。改正後の耐用年数により減価償却計算を行った場合との差額は、平成 22 年度末において 1 億 54 百万円となる。

合理的な算定根拠のもとに自主的に耐用年数を決定するか、そうでないならば、法人税法上の耐用年数を使用して減価償却計算を行い、減価償却費の差額についても、適切に処理することが望まれる。

三重県土地開発公社について

1. 県からの貸付金残高および債務保証残高

平成23年3月31日現在の貸付金残高	
ニューファクトリーひさい工業団地分	2,300,000千円
一般国道1号桑名東部拡幅事業分	126,088千円
合計	2,426,088千円
平成23年3月31日現在の債務保証残高	
木曾岬干拓地用地分（株百五銀行）	2,936,600千円
同上（三重県信用農業協同組合連合会）	2,936,600千円
合計	5,873,200千円

2. 債務保証の実行可能性について

県が三重県土地開発公社（以下、「土地公社」という。）に行っている債務保証は、すべて木曾岬干拓地用地取得のための借入金に対するものであり、段階的に県が再取得することが予定されていることから、債務保証の実行可能性は非常に少ないと考えられる。

3. 貸付金の回収可能性について

ニューファクトリーひさい工業団地の造成に係る貸付金の回収可能性につ

いては、特に問題はないと考えられる。

ただし、同団地での最近の売買事例における状況や、残った未分譲用地が造成の完了から長期間を経過していること、さらに大仏山地域保有土地や第二名神自動車道用地の時価と簿価との乖離等については、留意が必要である。

次に、一般国道1号桑名東部拡幅事業に係る貸付金の回収可能性については、国の都市開発資金との協調融資制度に基づき県の土地開発基金から貸付けており、過年度は約定どおり返済されていること、事業の進捗にも問題がみられないことから、現時点では特に問題はないと考えられる。

4. 貸付金の有効性について

(1) 先行取得資金の貸付額の切下げについて(結果)

県土整備部公共用地等先行取得資金貸付金について、県土整備部所管の公共事業の用に供する土地の取得財源を県が一般会計から無利子で土地公社に貸付けている(年度初日に貸付け、年度末日に返済を受けるため、年度末残高は一時的に0円となる)。

平成14年度より、県から土地公社への貸付額は41億円となっているが、県における用地の取得需要量の減少に伴って、土地公社の先行取得の実績は、平成11年度の約63億円をピークに減少傾向にあり、特に直近3年間は継続して10億円を下回っている。

このため、県では既に貸付額の見直しに着手しているとのことであるが、直近の運用額の推移および先行取得計画上の取得予定額を精査したうえで、当該資金の貸付額を適切な水準まで切下げて設定すべきである。

5. 事務の執行の関連法令や条例・規則等への準拠性について

(1) 再取得先との合意形成について(結果)

第二名神自動車道用地は、土地公社が平成9年9月に先行取得した用地であり、平成23年度末において中日本高速道路株式会社(以下、「中日本」という。)による再取得が行われておらず、再取得の時期も決まっていない。

再取得に関する基本協定書は県と土地公社との間で締結されているのみであり、中日本と土地公社、あるいは中日本と県の間では文書による取決めは存在しない。

平成9年の先行取得当時より近傍類似地域の公示地価は概ね30%以上下落しており、中日本による再取得価格は、簿価相当額(事業用地の取得に要した用地費および補償費の合計)を大きく下回る可能性がある。これにより基本協定書第9条第3項に定める「執行に支障が生じた」場合には、県がその責任を負うこととなる。

したがって、県は、中日本との間で再取得およびその時期について正式に要請を行い、合意形成に向けた措置を早急に講じるべきである。

三重県道路公社について

1. 県からの貸付金残高および債務保証残高

平成23年3月31日現在の貸付金残高

無し

平成23年3月31日現在の債務保証残高

(すべて伊勢二見鳥羽有料道路分)

建設資金（政府（国土交通省））	205,571千円
建設資金（地方公共団体金融機構）	68,191千円
運転資金（株）百五銀行）	115,000千円
運転資金（株）三重銀行）	57,500千円
運転資金（株）第三銀行）	57,500千円
合計	503,763千円

2．債務保証の実行可能性について

政府および地方公共団体金融機構からの借入金は平成 24 年度から平成 25 年度に返済完了予定であり、当該時期において債務不履行となるリスクは非常に少ないと考えられる。その他は市中金融機関からの運転資金借入金 2 億 30 百万円のみであり、これらは平成 29 年度から平成 30 年度に返済完了予定であるが、料金徴収期間満了前には運転資金の借換えが可能と見込まれるため、債務保証の実行可能性は非常に少ないと考えられる。

3．事務の執行の関連法令や条例・規則等への準拠性について

(1) 過年度無料開放路線に係る引当金残高について（結果）

三重県道路公社が過年度に運営管理していた志摩開発有料道路（パールロード）の第1期事業（シーサイドライン区間）および同第2期事業（奥志摩ライン区間）の2路線は、それぞれ平成15年4月、平成18年7月に料金徴収期間の満了を迎えて無料開放され、県に移管されているが、当該路線の開放時に大幅な償還準備金不足が生じ、県出資金6億20百万円および貸付金24億37百万円の合計30億57百万円の負担を県が負っている。

道路事業損失補填引当金制度は、採算不良道路の料金徴収期間満了時の未償還額を補填するために道路料金収入の10%相当額を引当金として計上する制度であるが、平成22年度末における道路事業損失補填引当金の残高13億9百万円のうち、7億29百万円は無料開放済みの上記2路線に係るものである。当該引当金計上の制度趣旨を鑑みると、本来は全額を当該2路線の無料開放時に取崩し、損失の圧縮に使用すべきであった。

損失補償・債務保証の管理等について

1．損失補償等の管理について（意見）

損失補償等は、損失補償等を受けた団体の破綻等が発生した場合に顕在化し、県は予期せぬ財政上の負担を負うという意味において発生の時期、金額が不確定な債務である。そのため、損失補償等の円滑な管理を行うために、関係各部署において、連携が図れるよう検討を行うことが望ましい。

2．貸借対照表における損失補償等の注記事項について

(1) 注記金額の正確性について（結果）

損失補償等の注記金額 601 億 2,112 万 6 千円のうち、実際には損失補償等には該当しないものが含まれていることなどから、現状の方法による注記金額は、236 億 398 万 8 千円になると考えられる。注記金額を正確に算定する必要がある。

(2) 注記金額について補足説明の必要性について（意見）

損失補償等の注記金額は、予算上の債務負担行為の限度額の累積額を基に記載されており、債務の一部が返済されたとしても、限度額が修正されることはなく、実際の債務残高とは異なっているとのことである。他の資料で開示しているのは債務残高であり、金額が大きく異なっていることになる。

年度末時点において、県が損失補償等の実行により負担を負うリスクがあるのは債務残高であり、債務負担行為の限度額は補完的な情報であると考えられる。同じ損失補償等に関する情報として、違う金額を開示することは、県民等の利害関係者に対して誤解を与えかねないため、財務書類4表において、注記事項の内容について補足的に説明することが望ましい。